

市街化調整区域における自己用住宅の開発又は建築許可申請時に必要な書類

適用

都市計画法第34条第12号

都市計画法施行令第36条第1項第3号ハ

(新座市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第3条第1項第2号ア、イ及びウ、並びに同条例第4条第1項第1号)

	書類	内容	備考
1	戸籍謄本	・申請者と市街化調整区域に20年以上居住する親族、又は市街化調整区域に区域区分日前から土地を所有する親族との繋がりがわかるもの	
2	住民票	・市街化調整区域に20年以上居住する親族のもの	市条例ア適用の場合は不要
3	無資産証明 又は 名寄帳の写し	・申請者の現住居の所在地と申請地のもの ・申請者が連名の場合は、すべての当該者について必要	
4	借家証明	・申請者の現住居が借家の場合に必要なアパートの賃貸契約書の写し等	
5	区域証明	・市街化調整区域に20年以上居住する親族の居住地のもの	市条例ア適用の場合は不要